

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に
関する法律の施行に伴う使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則等の
一部改正案に関する意見募集（パブリックコメント）について

令和元年 8 月 6 日（火）

今般、令和元年 6 月に成立した「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則等について一部を改正し、必要な規定を整備する必要があります。

この改正に先立って広く国民の皆様からのご意見を募集するため、令和元年 8 月 6 日（火）から令和元年 9 月 4 日（水）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 背景

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置として、令和元年 6 月に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 37 号。）が成立しました。これに伴い、関係省令の規定の整備を行います。

2. 意見募集要領

（1）意見募集対象

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則等の一部改正案」の概要

（2）意見募集期間

令和元年 8 月 6 日（火）から令和元年 9 月 4 日（水）

※郵送の場合は同日必着

（3）資料の入手方法

[1] インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/index.html>

[2] 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

[3] 郵送による送付

郵送を希望される方は、92 円切手を添付した返信用角 2 封筒（郵便番号、住所、氏名、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う使用済自動車の再資源化等に関する法

律施行規則等の一部改正案」を必ず明記。)を同封の上、下記「(4)意見提出方法」の「郵送による提出の場合」の宛先まで送付してください。

(4) 意見提出方法

下記の【意見提出様式】の様式により、次のいずれかの方法でご提出ください。

[1] 郵送による提出の場合

宛先 〒100 -8975 8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

[2] F A X

F A X番号 03-3593-8262

[3] 電子メール

電子メールアドレス hairi-recycle@env.go.jp

※電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。(添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。)

※電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

【意見提出様式】

[宛先] 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 宛て

[件名] 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則等の一部改正案

[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)

[〒・住所]

[電話番号]

[F A X番号]

[意見] 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記してください。)、意見内容

※ご意見は、日本語でご提出ください。

※ご提出いただきましたご意見については、名前、住所、電話番号、F A X番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。

※締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効とします。

・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容

- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容 等

※なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。